

堺市子ども・子育て支援事業計画 地域子ども・子育て支援事業

①事業番号	(12)
②事業名	子育て短期支援事業
③所管課	子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課
④事業内容	<p>家庭での養育が一時的に困難となった家庭の児童や、緊急一時的に保護を必要とする母子を、一定期間、児童養護施設等で養育及び保護を行うことで、安心して子育てができる環境の整備を行います。</p> <p>宿泊を伴う「短期入所生活援助事業」と、平日の夕方から夜間にかけての預かりの夜間養護や休日預かりを実施する「夜間養護等事業」があります。</p> <p>「子育て短期支援事業」は児童福祉法第21条の9により、市町村に努力義務が規定されている事業であり、現在本市では市内の児童養護施設4か所、母子生活支援施設1か所及び市外の乳児院1か所で開催していますが、利用可能区域及び対象児童の年齢層の拡充を図るために、利用者の意向を踏まえた上で、里親などへの事業実施施設数の拡充を図ります。</p>

【第2期事業計画の量の見込み・確保方策】

⑤量の見込み 調査結果に基づく国算出方法を使用 国算出方法を使用しない その他

(単位:日数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
⑥量の見込み (調査結果に基づく国算出方法)	短期入所生活援助事業	246	242	237	232	229
⑥量の見込み (調査結果に基づく国算出方法)	夜間養護等事業	260	255	250	245	242
⑦確保方策	短期入所生活援助事業	246	242	237	232	229
⑦確保方策	夜間養護等事業	260	255	250	245	242

【実績】

(単位:日数)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度(見込み)
⑧計画策定時及び中間見直し時の量の見込み	短期入所生活援助事業	330	330	330	520	520
⑧計画策定時及び中間見直し時の量の見込み	夜間養護等事業	15	15	15	260	260
⑨確保方策の実績	短期入所生活援助事業	517	459	245	453	520
⑨確保方策の実績	夜間養護等事業	184	260	262	576	260

【実績】

⑩確保数の実績の算出方法	事業利用延べ日数の実績より算出
--------------	-----------------